

## 経済連携協定において採用されている原産地証明制度の一覧（日本から輸出時）

2025年1月現在

	第三者証明制度 (原産地証明書)	認定輸出者制度 (原産地申告)	自己申告制度（原産品申告書）	
			※輸入者等が自ら原産品である旨を申告する。	輸出者・生産者による自己申告
	※日本商工会議所が発給。ただし、日シンガポール協定の場合は各地の商工会議所が発給。	※経済産業省が認定した輸出者が原産品である旨を申告する。		
日メキシコ協定	○	○	×	×
日スイス協定	○	○	×	×
日ペルー協定	○	○	×	×
日オーストラリア協定	○	×	○	○
CPTPP	×	×	○	一部○ ※1
日EU協定	×	×	○	○
日米貿易協定	×	×	×	○
日英協定	×	×	○	○
RCEP協定	○	○	一部○ ※2	×
上記以外の締結済EPA	○	×	×	×

※1・ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー及びベトナムについては、輸入者自己申告は、協定がそれぞれの効力を生ずる日の後5年以内に行われることになっています。

※2・オーストラリア・ニュージーランド・韓国仕向のみ利用可能